

税の申告書は

3月15日(金)までに提出を

平成25年度(24年分)の市・県民税の申告や所得税などの確定申告の受け付けは、3月15日(金)までです。

期限間近は窓口が混み合う場合がありますので、申告書などは正しく作成して早めの提出をお願いします。

また、作成済みの申告書の提出は郵送でも受け付けています。申告書控えに収受印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入したもの)を同封してください。

申告書の提出先

◆市・県民税申告書

〒289-2198

匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市役所税務課市民税班

◆所得税などの確定申告書

〒288-8666

銚子市栄町2-1-1

銚子税務署(郵送の場合)

※受付・相談会場は銚子商工会館(銚子市三軒町19-4)

3階です。

市・県民税の申告が必要な人

①平成25年1月1日現在、匝瑳市の住民で、平成24年中に所得のあった人

②勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されていない人

③給与所得のほかに、事業所得など給与所得以外の所得があった人

無収入だった人

平成24年中に老齢や無職などにより所得が無かった人、扶養されていた人、平成6年4月1日以前生まれの学生の

人などは、市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になります)。

申告相談日程

日時：3月15日(金)までの9時～12時、13時～16時(土)

日除く) 場所：市民ふれあい

センター2階第3会議室、野

栄総合支所1階会議室
※株式や土地・建物を売った譲渡所得のある人は、銚子税務署へ直接ご相談ください。

相談時のお願い

申告書の作成アドバイスを受けるとは、申告書、印鑑、証明書などの必要書類、電卓、筆記用具などを持参の上、会場へお越しください。

また、医療費控除のある人は領収書の集計、事業所得や不動産所得などがある人は売上額や仕入れ額、経費などの集計を事前に済ませておいてください。

問い合わせ先

◆市・県民税の申告について

税務課市民税班 ☎73-0087

◆所得税、消費税の確定申告や相続税、贈与税について

銚子税務署

☎0479-22-1571

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

各種障害者手当

受給するには申請を

次の各種手当を受給するには申請が必要です。なお、障害程度の審査、所得制限があります。

◆特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障害を有するため、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給される手当

◆障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活で常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に支給される手当

◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次の①もしくは②に該当する障害者、またはその人を介護する同居の家族の一人に支給される手当

①20歳以上の在宅の重度知的

障害者(療育手帳に記載された障害の程度が①の1、②のA、Aの1、Aの2のいずれかである人、または障害者相談センター所長が発行する判定書で重度と判定された人) ②20歳以上65歳未満で在宅のねたきり身体障害者(居室で6か月以上常にねたきりで、入浴、食事、排便など日常生活のほとんどに介護を要する身体障害者手帳を持つ人)

※重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当は、特別障害者手当の受給者や、介護保険法による保険給付(年度通算7日以内の短期入所利用を除く)を受けた人、またはその人を介護する同居の家族へは支給しません。

問 福祉課福祉班 ☎73-0096
野栄総合支所 ☎67-3111

訂正とおわび

広報そうさ2月号5ページ「申告相談時のお願い」の中で、相談会場に持参していただく書類に誤りがありました。次の通り訂正しておわびいたします。

(誤) 国民健康保険税、介護保険料、医療費を控除する場合

合は領収書

◆平成24年度 公売実績 (平成25年1月末現在)

公売実施日	落札件数	落札合計額
平成24年10月25日	6件	3,352,000円
平成25年1月24日	10件	2,594,000円
合計	16件	5,946,000円

市税は、教育や福祉、住環境の整備など、さまざまな分野で市民の皆さんの快適で暮らしやすいまちづくりのために使われており、市民の大切な財産です。同じように、国民健康保険税も被保険者の皆さんが医療を受けるときの負担を軽くする助け合い制度のための大切な財源です。事業を計画的に進めるためには、こうした市税などを納付期限内に納付していただくことが大切です。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。文書催告や電話催告、臨戸

市税などの納付忘れはありませんか

税金は市民の大切な財産です

訪問を行っても、なお税を滞納していると財産の差押処分対象となりますので、未納がある場合には早急に納付してください。市では滞納処分を強化しており、差押えた動産・不動産などは公売やインターネット公売により換価して市税などに充当します。失業や疾病、罹災などで納付困難な事情がある場合には、税務課へご相談ください。平日や昼間、来庁できない人には、毎週日曜日午前9時から12時まで「日曜納付・相談窓口」、毎月25日(土日)の場合は翌開庁日(午後8時まで「夜間納付・相談窓口」)を開設しています。

また、市税などの納付は、納付忘れの心配がなく便利な口座振替を推奨しています。その他、バーコード印字のある納付書はコンビニエンスストアでも納付できますので、金融機関の営業時間内に納付できない人はぜひご利用ください。

問 税務課納税推進室収税班

☎ 73・0087

滞納処分した財産 不動産公売

滞納処分した財産

市では市税などの滞納を解消するために、法律に基づいて滞納処分(差押)した財産(不動産)の公売(期間入札)を予定しています。

一般の人でも参加できる入札ですので、詳細についてはホームページをご覧ください。※期間入札とは指定された期間内に入札していただき、開札日に最高価額落札者を決定する方式の公売です。

入札期間：3月15日(金)～19日(火)の土・日を除く9時～17時 場所：市役所税務

協会けんぽ

保険料率は据え置き

◆平成25年度保険料率

千葉支部加入者の皆さんの保険料率は、平成24年度と同じ9・93%に据え置かれました。

◆被扶養者の特定健診

平成25年4月から加入者の被扶養者(40歳～74歳)に対する健診費用の助成が、325円になります。また、受診券はこれまで加入者の勤務

課 開札日時：3月22日(金)10時 公売財産：匝瑳市春海所在の土地(宅地154㎡)・居宅(1階90㎡・2階52㎡)など、旭市駒込所在の土地(宅地395㎡)など

※公売の詳細を記載した「公売のしおり」は自由に閲覧できますので、入札参加希望の人は左記までお越しください。なお、公売は中止になる場合がありますのでご承知おきください。

問 税務課納税推進室収税班

☎ 73・0087

先へ送付していましたが、加入者本人の住所に郵送することになりました。なお、健診機関の一覧および集団健診の日程や会場は協会けんぽのホームページをご覧ください。

※他の医療保険については、それぞれの保険証の発行元に確認してください。

問 全国健康保険協会千葉支部

Q 3月に引っ越しをする予定です。何か手続きが必要ですか。
A 住所変更の手続きは、年金加入者、60歳以上で年金受給前の人、年金受給者などによって異なります。
国民年金加入者は、原則、年金の住所変更の手続きは必要ありません。厚生年金・共済年金加入者、またその扶養の配偶者は、勤務先で住所変更の手続きをしてください。
被保険者でない60歳以上の人は、年金の受給・未受給に関わらず、転入先の市区町村を管轄する年金事務所へ住所変更の届け出をしなければなりません。届け出用紙は各市区町村に用意してあります。
なお、年金受給者については、住民票コードが日本年金機構に収録されている人は手続きを省略できる場合があります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

問 日本年金機構佐原年金事務所

☎ 0478・54・1442

市民課国保年金班

☎ 73・0086

